

特定非営利活動法人 空き家の窓口 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人空き家の窓口という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、空き家所有者及びその関係者に対して、空き家の管理に関する事業及び空き家の維持保全事業を行い、地域再生、地域活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 空き家の利活用に関する情報提供事業
 - ② 空き家の無償維持管理事業
 - ③ 空き家に関する相談者と解決機関のマッチング事業
 - ④ 空き家の利活用事業及び有償維持管理事業
 - ⑤ 空き家に関するセミナー相談会事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

い。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものと同みなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 板東秀樹

理事 中村智哉

同 佐藤洋平

監事 桑野 宏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令

和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 正会員入会金 | 10,000円 |
| 正会員会費 | 年額12,000円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 5,000円 |
| 賛助会員会費 | 年額6,000円 |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 空き家の窓口

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ばんどうひでき 板東 秀樹		無
理 事	なかむら ともや 中村 智哉		無
理 事	さとう ようへい 佐藤 洋平		無
監 事	くわのひろし 桑 野 宏		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人 空き家の窓口

設立代表者 板東 秀樹

1、趣旨

昨今、少子高齢化が進み、地方だけでなく都市部でも人口が減少し、その結果、住宅の需要が低下し空き家が増えています。相続放棄や相続争いにより所有権が確定せず放置されるケースや、相続税の負担が大きく、相続人が物件を維持することが困難になることもあります。

住む人のいない建物は風雨や自然の力により劣化し、倒壊の危険性や、地域の景観を損なう可能性があるため、空き家が増えると周辺住民の生活環境にも悪影響を与えると考えています。所有者が遠方に住んでいる場合などは、空き家の定期的な巡回で、玄関や窓がしっかり閉まっているか、屋根や外壁の破損がないか、植栽が長期間に伸びていないかといった空き家の管理を行い、同時に、物件情報を公開し空き家の利用希望者とのマッチングの仕組みを構築し、所有者や空き家の利用希望者が気軽に相談できる窓口としての活動を、総合的な視点で取り組もうと考えています。

このたび、空き家管理費用を捻出できない社会的弱者である空き家所有者が、無償もしくは低額な費用負担において安心安全に専門家に空家を維持管理できるようにすることで、空き家問題を解決できると考えます。よって、空き家所有者をサポートする団体として営利を目的とせず活動し社会に貢献できるよう、専門知識の豊富な人々により非営利団体である特定非営利活動法人を設立することを合意した。

2、申請に至るまでの経過

設立発起人らは、以前より上記記載の社会的問題を憂っており、自身がこの法人を立ち上げることによって社会貢献になると考え、作業場、法人の事務所、設立趣旨に賛同する社員および理事等の役員を募りました。賛同者が集まったところで、発起人集会を開催した。決議の結果、特定非営利活動法人空き家の窓口を設立することを、令和7年2月18日の設立総会において決定した。

初年度事業計画書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 空き家の窓口

I 事業の実施方針

初年度は、相続により空き家を取得したが、管理が難しいと感じている所有者や遠方に住んでいる空き家の所有者向けに空き家の維持や管理に加えて、法的・税務的問題、空き家の活用方法や改修、再利用の有効活用方法などをSNSで情報発信をしながら、活用の事例紹介、税務・法務相談会、リフォーム相談会などのワークショップを定期的に開催する。

遠方に住む空き家所有者に対しては、オンラインで参加できる形式を導入していきます。そして、自治体と協力して、空き家の数や状態を調査して現状を把握しながら、集めたデータを元に、所有者に適切な管理・活用方法を提案。

所有者の負担を軽減する為、空き家の放置が引き起こすリスク（老朽化、治安悪化、景観損壊など）を防ぎ、資産価値を維持・向上させるために様々な業務を行う。

空き家の適切な管理を通じて、地域社会の安全性を確保し、地域の活性化に貢献する事を目的とした事業を行う。

II 事業の実施に関する事項

1、特定非営利活動に係る事業

(1) 空き家の利活用に関する情報提供事業

【内 容】 SNSを活用した空家維持管理の情報提供事業

【実施場所】 日本全国

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 空き家所有者

【収 益】 0千円

【費 用】 160千円（人件費@20,000円×8ヶ月）

(2) 空き家の無償維持管理事業

【内 容】 空家を無償で維持管理する事業

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 空き家所有者

【収 益】 0千円

【費 用】 160千円（人件費@20,000円×8ヶ月）

(3) 空き家に関する相談者と解決機関のマッチング事業

【内 容】 空き家活用の事例紹介、税務・法務相談会、リフォーム相談会事業

【実施場所】 日本全国

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 空き家所有者、リフォーム事業者、関連専門士業者

【収 益】 200千円（利用料@1千円×200件）

【費 用】 200千円（人件費@200千円）

(4) 空き家の利活用事業及び有償維持管理事業

【内 容】 空家を再利用できるように利活用もしくは有償での維持管理を希望する人々の支援業務

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 空き家所有者及び利害関係人・家族等

【収 益】 200千円（管理料@10千円×20件）

【費 用】 80千円（人件費@10千円×8ヶ月）

(5) 空き家に関するセミナー相談会事業

【内 容】 空家を維持管理・活用するための啓蒙活動になるセミナー及び専門家による無料相談会

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 空き家所有者及び利害関係人・家族等、空き家問題に関心のある一般の方

【収 益】 0千円

【費 用】 80千円（人件費@10千円×8ヶ月）

翌年度事業計画書

特定非営利活動法人 空き家の窓口

I 事業の実施方針

次年度は空き家所有者のサポート事業ともに昨年度に引き続き、空き家の適切な管理を通じて、地域社会の安全性を確保し、地域の活性化に貢献する事を目的とした事業を行う。

II 事業の実施に関する事項

1、特定非営利活動に係る事業

(1) 空き家の利活用に関する情報提供事業

【内 容】 SNS を活用した空家維持管理の情報提供事業
【実施場所】 日本全国
【実施日時】 通年
【事業の対象者】 空き家所有者
【収 益】 0 千円
【費 用】 240 千円（人件費@20.0 千円×12 ヶ月）

(2) 空き家の無償維持管理事業

【内 容】 空家を無償で維持管理する事業
【実施場所】 大阪市内
【実施日時】 通年
【事業の対象者】 空き家所有者
【収 益】 0 千円
【費 用】 240 千円（人件費@20.0 千円×12 ヶ月）

(3) 空き家に関する相談者と解決機関のマッチング事業

【内 容】 空き家活用の事例紹介、税務・法務相談会、リフォーム相談会事業
【実施場所】 日本全国
【実施日時】 通年
【事業の対象者】 空き家所有者、リフォーム事業者、関連専門士業者
【収 益】 300 千円（利用料@1 千円×300 件）
【費 用】 300 千円（人件費@300 千円）

(4) 空き家の利活用事業及び有償維持管理事業

【内 容】 空家を再利用できるように利活用もしくは有償での維持管理を希望する人々の支援業務

【実施場所】 大阪市内
【実施日時】 通年
【事業の対象者】 空き家所有者及び利害関係人・家族等
【収 入】 300 千円（管理料@10 千円×30 件）
【支 出】 120 千円（人件費@10 千円×12 ヶ月）

(5) 空き家に関するセミナー相談会事業

【内 容】 空家を維持管理・活用するための啓蒙活動になるセミナー及び専門家による無料相談会
【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 空き家所有者及び利害関係人・家族等、空き家問題に関心のある一般の方

【収 益】 0千円

【費 用】 120千円（人件費@10千円×12ヶ月）

初年度活動予算書

成立の日からR8年3月31日まで

特定非営利活動法人 空き家の窓口
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	440,000		22000×20名
賛助会員受取会費	220,000		11,000×20名
	0	660,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取国庫助成金	0	0	
4. 事業収益			
空き家の利活用に関する情報提供事業収益	0		
空き家の無償維持管理事業収益	0		
空き家に関する相談者と解決機関のマッチング事業収益	200,000		
空き家の利活用事業及び有償維持管理事業収益	200,000		
空き家に関するセミナー・相談会事業収益	0	400,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,060,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	680,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	680,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
事業費計		680,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
支払手数料	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			680,000
当期経常増減額			380,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			380,000
設立時繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			380,000

翌年度活動予算書

R8年4月1日からR9年3月31日まで

特定非営利活動法人 空き家の窓口
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	460,000		22,000×10名
賛助会員受取会費	230,000		11,000×10名
.....	0	690,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取国庫助成金	0	0	
4. 事業収益			
空き家の利活用に関する情報提供事業収益	0		
空き家の無償維持管理事業収益	0		
空き家に関する相談者と解決機関のマッチング事業収益	300,000		
空き家の利活用事業及び有償維持管理事業収益	300,000		
空き家に関するセミナー・相談会事業収益	0	600,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			1,290,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,020,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	1,020,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
事業費計		1,020,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
支払手数料	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,020,000
当期経常増減額			270,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			270,000
前期繰越正味財産額			380,000
次期繰越正味財産額			650,000

入会金+年会費
入会金+年会費

既存会員12000×20
既存会員6000×20